

No.	評価対象施策名	所管部局
3	支えあい、助けあいの地域福祉の推進	市民部、健康長寿福祉部

● 施策評価の実施（第2回京丹後市行政評価委員会における意見の要旨）

（所管部局から資料「施策評価調書」に基づき説明）

委員長 いつものように目的の必要性、目的の書き方という形式的な面、それから各目的の手段として各事務事業が必要なものなのか、運営の面で問題はないのかということを、まず行政評価の視点ということで考えていきたいと思います。

いわゆる、社会福祉協議会や生活保護、民生児童委員など大きなものが一つの事業としてまとめてあり、難しい面もあると思いますが、そういったものの地域における実施の状況や問題点、改善点の指摘ということも併せて御意見ををお願いします。

委員 優先順に施策目的が書かれており、地域福祉より、ひとり親家庭等自立促進計画に基づくほうが優先順位が高くなっていますが、そちらのほうが優先順位が高いということでよろしいでしょうか。

所管部局 福祉に関することですので、施策目的の1番と2番の優先順位が付けづらいところですが、次代を担う子供たちの健やかな成長といったこともあり、同じ福祉の中でも、将来の子供のことを考えた施策というのが一番とさせていただきます。

委員長 どの施策においても、目的についてはどれも大事で、順位付けは難しいところですが、この順番に位置付けた理由を御説明いただいたと思います。

説明を受け、皆さんの御意見はいかがでしょうか。

委員 施策目的で、ひとり親家庭に限定して、優先順位が一番上になっていますが、総括的な地域福祉というものもある中で、優先順位に疑問を感じて質問をした次第です。

委員長 ほかの委員さんもいかがでしょうか。

本日、御意見がなければ、次回委員会で振り返りを行います。

施策目的の優先順位について、その際に御意見を伺いますので、来週までに各委員でご検討いただければと思います。

委 員 京丹後市地域福祉計画の計画概要に4つの基本目標をと書いてありますが、具体的にどのような目標でしょうか。

所管部局 本日、地域福祉計画の概要版などを持参していますので、配布させていただきます。

この概要版に4つの基本目標が記載されています。

「支えあいの人づくり」、「安心・安全な仕組みづくり」、「ふれあいの場所づくり」、「自立を支える環境づくり」となっています。

委 員 長 3-1の事務事業の網野健康福祉センターというものがどういった役割の施設なのか、また、旧町の他町でいうと、この施設はどういった枠組みで位置付けられているのでしょうか。

所管部局 網野健康福祉センター条例と網野栄養支援センター条例ということで、旧網野町時代における福祉の拠点という形で、センターを設置したということです。

委 員 長 他町では同じような機能を持った施設はないのでしょうか。

旧町ごとに特色ある施策を展開されていたと思いますので、網野町だけこういった優れた施設があるという理解で良いでしょうか。

所管部局 保健センターというものが旧町ごとにありますが、網野町には栄養支援センターを置き、高齢者配食サービスをしています。

このセンターは、当初から通所介護、これは社会福祉協議会へ委託していますが、デイサービスセンターを併設した施設で合併後もそのまま引き継いでいます。

施設内に網野市民局が設置されていることから、維持管理に関する事務は網野市民局が実施していますが、事業の運営は、福祉部門で行っています。

所管部局 網野町では健康福祉センターという名称が付いていますが、他のところでは、保健センターという名称が付いています。

本施設については、地域栄養支援センターや包括支援センターの分室など、いろいろな機能を持っているため、健康福祉センターとなっています。

他町では、本施設に代わるものとして、保健センターや分室でそういった機能を担っています。

委 員 長 他町で言えば、久美浜保健センターや丹後保健センター、大宮保健センタ

一というものになると、したがって、網野町だけ健康福祉センターがあるので、財政が厳しい中でこの健康福祉センターを廃止するという議論ではないということですね。

所管部局 はい。

委 員 長 ほかの点で御意見などありませんか。

先ほど、委員から目的の順番について言っていただきましたが、各目的のものが抽象的と言いますか、結局、それぞれをどういう状態にしていきたいのかが、やや分かりにくいよう見えます。

このように書かれている事情もあると思われますので、私からのリクエストとして、もう少し、施策目的の１、２、３の文章を簡潔に短く、何をどういう状態に持っていきたいのでしょうかということを言い直していただけると、理解も深まると思います。

それを、今、お願いしても良いでしょうか。

多くの事業は、法令に基づいて実施されていると思いますが、御説明をいただきたいと思います。

所管部局 ごもったもな意見だと思います。

施策目的の１番と２番、３番との違いや全体の中での位置付けが少し分かりにくいという思いもしますので、これについては、次回に再度提案をさせていただこうと思います。

委 員 長 施策目的の１番についても、ひとり親家庭の親は安心して働けて、子供は安心して育てて学べるようにしたいと、それについて市としてやらなければならないことをしていくという趣旨であることは分かりますが、もう一声、修正版のようなものを示していただけるとありがたいと思います。

所管部局 施策目的の１番について、母子・父子などのひとり親についてですが、これについては、４ 評価結果一覧の４－１３ 母子寡婦福祉活動費補助金や４－１４ 父子会活動費補助金を指していますが、ひとり親家庭についても子育てと生計維持の２つの役割があると、１人で２つの役割をこなすことは大変なので、母子や父子の福祉の向上という観点から支援をしていかなければということで記載しています。

委 員 長 事業についてもお尋ねします。

母子寡婦福祉会と父子会に対する活動補助金になっていますが、会からこういった活動がしたいという要望があり、イベントや活動への補助金とするのは何か不都合があるのでしょうか。

今後の行政からの補助の在り方として、団体に対して補助金を交付するのではなく、まずはこういったことをやりたい、自分達でできるのはここまでである、公共的な意味もあるので行政から補助が欲しいという形で、活動補助をしていく形へ徐々に切り替わってきています。

この2つの事業だけというわけではありませんが、一般論として、補助金を団体に対して渡している形になっていますが、そうせざるを得ない事情があるのでしょうか。

ないのであれば、活動補助的なものに切り替えても良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

所管部局 母子寡婦福祉会は、全国や京都府とつながっている団体で、それと福祉の向上という部分もあり、それぞれの母子寡婦福祉会でがんばっておられます。

母子寡婦福祉会は会員数が非常に少ないのですが、同じような境遇にある方が、一つに集まって、いろんな意見や要望を出せば、それなりに、こういったことがしたいと言えますが、そういった辺りが少し弱いかなと思っています。

事業的な内容としては、交流事業が多くなっています。

そういった中でも、生活支援の相談やいろいろな福祉制度の要望を聞かせていただく場もあります。

活動に対する補助が良いとは思いますが、なかなかそうはなっていないという実情があります。

委員長 京都府でも、地域力の再生ということで、自主的にサークル的な団体を作り、補助を申請していくという府民の自主的な公共活動を推奨してきている中で、一部の団体に対してだけ団体補助を出すという、ある意味で別格扱いするというのは、それなりに何か説明がつかないといけないと思いがち、質問した次第です。

委員 3の目標値などについて、平成23年度の実績値が目標値に近づいていますが、この人数は何の人数でしょうか。

委員長 地域福祉を担うボランティアの人数とありますが、内容的にこういったものなのかということですね。

所管部局 社会福祉協議会へ登録されているボランティアの方の人数となります。

委員 登録されている方ということでしょうか。

所管部局 はい。

この登録されている以外の方についても、例えば市役所の長寿福祉課でボランティア活動を行っているという部分もありますが、主には社会福祉協議会で取組をされていますので、社会福祉協議会におけるデータを活用させていただいております。

委員 社会福祉協議会とはこういった団体でしょうか。

昨年度の評価では、シルバー人材センターがあつて、この前の施策では森林組合があつて、その中で、社会福祉協議会とはこういった団体でしょうかという質問です。

所管部局 社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織となります。

委員 各市町村にあるということですね。

所管部局 はい、全国にあります。

全国社会福祉協議会があり、都道府県社会福祉協議会があり、市町村社会福祉協議会があります。

福祉に関して、現場のいろいろなサロン活動やボランティア活動については、行政と社会福祉協議会が一緒に行っている部分もありますが、社会福祉協議会にお願いしている部分があります。

実際に、フットワークが良いのは社会福祉協議会になりますので、人件費に対し補助金による支援を行いながら、社会福祉協議会と一緒に事業を実施しています。

先ほど説明させていただきました地域福祉計画について、計画は市が立てますが、その実際の担い手として、社会福祉協議会に多くの事業を実施していただいています。

行政のサイドから言わせていただくと、社会福祉協議会無しでは事業の実施はできないということになります。

委員長 しかし、このことは、どこの自治体の外部評価でも問題になります。

社会福祉協議会は行政にとって必要不可欠なパートナーで、主に実施部門を担っていて、公共公営の中間支援団体のようなものであるということで、必要性や役割は理解できますが、多くの補助金などが出されているのに、その結果について評価できないのかというもどかしい部分があります。

このことについて、毎年でなくても、その辺をしっかりとすべきではないかと思います。

私の意見としては、例えば、この行政評価について、一度、社会福祉協議会に限定して、改めて必要性や事業の実施内容について、もう少し詳しく、特化して評価したほうが良いのではないのでしょうか。

市からの補助金額が多いこと、社会福祉協議会では長年必要な事業をしっかり考えて実施されていると思われませんが、それは行政であっても同じことなので、一度、そこをもう少し詳しく見る機会が、この外部評価とは切り離してあっても良いのではないかと思います。

そういったことを行政評価の視点の意見として書くことについて、御意見はいかがでしょうか。

所管部局 全国に社会福祉協議会がありますが、その対応はそれぞれです。

京丹後市の社会福祉協議会では、社会福祉協議会本来の仕事のほかに、市から委託事業として、老人健康保健施設の運営や配食サービス事業を行っています。

これらの市からの委託事業について、社会福祉協議会で独立採算的に行えば、社会福祉協議会の人件費をこれらの事業の中で捻出することができます。

しかし、本市においては旧町時代から、事業の実施に当たり必要な部分は、市が全て負担します、その代わり収入は全て市に入れてくださいという形で事業を委託しています。

黒字会計を打っていますが、儲けに当たる部分は、全て市の収入になり、社会福祉協議会へプールされない形になっているため、その辺りが、他自治体と少し異なってきます。

社会福祉協議会への補助金額は、京都府下でも突出した額になっていますが、本来であればかなり利益を上げることができる部分について、市が歓迎

していないこともあり、一概に、社会福祉協議会への補助金額が他市と比べて多いからどうだということにはなりません。

しかし、先ほどの御意見のように、社会福祉協議会に特化した評価を行っていく必要はあるかと感じております。

委員 4-15の社会福祉協議会運営補助金の説明で、補助対象職員として19人となっていますが、今後もこの計画のままで、補助金が減る可能性というのはないのでしょうか。

また、補助金額をこの19人で割ると、社会福祉協議会の職員の人件費に対する補助として一人当たり約400万円の補助金を交付していることとなりますが、ほとんどの給料を負担していることになるのでしょうか。

所管部局 基本的には人件費の8割以上を補助しています。

補助金が減るという件については、行政側からお願いして社会福祉協議会を立ち上げたのではないかという歴史を考えると、なかなかそのようにはならないのではないかと思います。

他市と比較して、補助金の額は多くなっていますが、額が多い分、事業を多く実施してもらっているということになります。

委員長 最初から何か大きな問題があるという視点で行うということにはありませんが、この施策評価の枠組みだけでは捉えきれない部分がありますので、一度切り離して、一つの施策扱いで、じっくり評価をされたほうが良いと思います。

他方で、住民の自主的な公共活動ということがしきりに言われる中で、そういったことが出てくる以前に作られた公的な半市役所的な団体ということもあるので、その役割分担を多少考えても良い時期に来ているということもあります。

一度、まとめて検討を要するのではないかという提案を委員会としては行いたいと思います。

ほかは、いかがでしょうか。

委員 4-7の生活保護運営管理事業と4-8の生活保護費支給事業について、事業の実施根拠が義務であったり、国規定であったりしていますが、これを施策目的の中に、例えば、施策目的の4番目などに入れることはできないの

でしょうか。

こういった方々について、就業支援するなどを施策目的に持ってくるということはできないのでしょうか。

照らすということが、支援して、助けることが大事かなと思っています。

そういう目的には持って来られないのでしょうか。

委員長 生活保護を別の目的に切り離して、施策目的の中で位置付けを与えても良いのではないかというご指摘でしたがこの点についていかがでしょうか。

所管部局 施策目的の1番の中で、生活保護について整理すべきか、それとも単独の施策目的としたほうが良いのかという問題になると思われます。

委員 大変大きな問題が生活保護に関して起こっていると思っています。

所管部局 一度検討させていただきます。

委員長 生活保護の管理運営や支給に関し、一昨年から昨年度に掛けて大きな変化や問題があったなど、実施の実態面で、申請に来られる方の層に変化があったなど、何かあれば教えてください。

所管部局 都会の自治体とは異なり、顔が見えること、また、民生委員さんも195人の方にお世話になっており、ほかの自治体のように定員不足ということもありませんので、都会で問題になっているようなことはないと思われます。

委員長 そこまで過敏に反応する必要はないかもしれませんが、不正受給の問題などが大きく騒がれた時期でもありますので、そういったことに関することで、特段のことがあればということで、委員会として確認する必要があり、質問した次第です。

所管部局 受給者の了解を得て、年1回、所得のチェックを行政側で行いますので、不正受給の問題があれば、源泉徴収票などを見れば分かるということになります。

年に数件は、受給者からの収入申告漏れが発生しますが、それは本人の理解不足などによるものですし、仮にそういったことがあれば、支給済みの生活保護費を返還していただいております。

最近、話題になった不正受給のような問題は発生しておりません。

委員 生活保護の運営管理や支給事務は、市の義務的事業だからということではなく、市にとって一番大切なことは、生活保護の受給者をいかに普通の生活

へ戻していくかだと思います。

所管部局 漏給防止と乱給防止と言いますが、支給が漏れることがあってもいけないし、必要以上に支援があってもいけないと思っています。

4－9のくらしの資金貸付事業と平成23年4月からくらしとしごとの寄り添い支援センターを7人体制で行っていますが、これらの事業の中で、どうしたら自立につながるのかということで支援を行っています。

また、田舎ということもあり、生活保護を受けたくないという方も多くおられますが、能力がある方であってもハローワークに2、3回行かれ、それで失敗してしまうと自信をなくしてしまいますので、くらしとしごとの寄り添い支援センターでは、いかに上手に本人と企業とのマッチングを行っていくかということで、昨年度1年間で正規、パートなどを含めて58人が就労につながっているところです。

しかし、病気などどうしてもそういったことができないという場合、そういったやむを得ない場合については、生活保護の制度を利用していただくこととなります。

委員長 実態として、被保護世帯や被保護人員は、生活保護を受給後に、がんばって自立されるなど一定の入れ替わりがあるのか、それとも新しい人が保護を受け、どんどん増加しているのか、その辺りの実態はどうでしょうか。

所管部局 行政側として、この人は支援すれば生活保護に陥らないだろうという人に対しては、基準的には生活保護の受給が可能な方であっても、本人の了解の下で、一時的には、くらしの資金の貸付けなどその他のいろいろな支援をしております。

生活保護を受給せざるを得ない人は、高齢の夫婦世帯でお二人の年金が少ないとか、障害があって働けない方など、それぞれの世帯のケースによりますが、働ける人はくらしとしごとの寄り添い支援センターを通じて就労援助を行うなどして生活保護に陥らないための支援を行っています。

委員 資料を見ると、被保護世帯や被保護人員は、確実に増えていっています。

このまま増えていくと、将来どうなるのでしょうか。

このまま放っておかざるを得ないのでしょうか。

所管部局 国においては、社会保障と税の一体改革ということで、社会保障がどうあ

るべきかという議論を今、正に行っており、生活保護についてもその^{そじょう}俎上に載っているという状況です。

市としては、国の施策を忠実に行っていくという立場で、そこに市の独自性を入れるということにはなりませんので、国の議論の結果を待つしかないという状況です。

委員 何が原因で生活保護に陥っているのかという分析はできているのでしょうか。

高齢とか、失業などいろいろな原因があると思いますが、原因分析を行うことでどこかで歯止めを掛けることができないのかと思います。

所管部局 生活保護の申請があった際には、資産の状況なども含めて本人や家族の状況、なぜ、生活保護の申請に至ったのかという事情なども含めて、こと細かく聴き、それをデータとして持っています。

また、受給者全員については、現在5人のケースワーカーが定期的に訪問し、その際に現状確認などを行っています。

したがって、ある程度の状況について把握できています。

ただし、60歳未満の生活保護受給者については、働いていただくよう指導を行いますが、ハローワークに行っても仕事が見つからないなど、本人に就労の意欲があっても就労できないという方がたくさんおられるということも実態です。

所管部局 働くことができる方については、ハローワーク以外にも、一対一で、伴走支援をしています。

我々としても、働くことができる方については、働いていただくということが当然基本になってきますので、どうしてもという方だけが、生活保護を受給しているということになります。

働くことができる方について、一時的にお金がない場合は、就職可能ということを前提にお金を貸しています。

生活保護は、最後の最後という認識をしています。

委員長 4-3の戦没者追悼事業について、必要性は分かりますし、市としても関与しなければならない理由も分かりますが、京都府や国の追悼事業に参加するための交通費や食事代についてまで市が負担する必要があるのでしょうか。

遺族の世代交代が進んできていると思われる中、市の式典について必要性は分かりますが、京都府や国の追悼式にまで、今後もいつまでも市が負担を行っていく必要があるのかなと思います。

所管部局 基本的に、市が実施しているのは市の追悼式だけです。

国が開催する追悼式については、国側で負担していますし、京都府が開催する追悼式については京都府が負担しています。

京都府の追悼式については、バスの中で昼食を取っていただくことになることから、必要最小限の負担をしているということです。

委員長 京都府の追悼式について、随行する市職員の旅費は分かりますが、果たして食事代まで市が負担する必要があるのかと思います。

ほかのイベントでも同じように食事代を負担するのかという視点で見ると、やや違和感を覚えます。

全国戦没者追悼式については、京都駅からの旅費については国が負担していると推測されますが、京丹後市から京都駅までの旅費について市が負担するのはではなく、参列者に負担していただいたら良いのではないかと思います。

所管部局 京都府戦没者追悼式に係る食料費の5万3千円については、午後から開催される追悼式に参加されるため、10時半くらいに現地にバスが到着し、そこで昼食を取られます。

昼食の時間が早いので、帰りについては、お腹が減るということもあり、夕食という意味で出させていただいております。

委員長 事情はよく分かりました。

しかし、やや違和感のある支出だなと思いますので、是非ともということではありませんが、問題提起として、最近の考え方から照らし合わせると違和感があると、必要ないのではないかなと思います。

くらしの資金貸付事業について、1回の貸付けの上限額が20万円とありますが、どの程度返していただいているのかという実状と、20万円という額の設定の妥当性、もう少し額を少なく設定することはできないのかということについてお尋ねします。

所管部局 上限額の20万円の関係ですが、本事業は、京都府からが市町村にお金が出され、本市では500万円を基金として預かり、その基金から貸付けを行

っています。

当初の上限額は10万円だったと記憶していますが、近年、議会から10万円では足りないこともあるのではないかと、実状に合っているのかという意見を受け、保証人を付けた場合には、上限額を20万円するというようになってきたということです。

所管部局 平成23年度については、90.58%の収納率となっています。

489万3千5百円の調定額に対し、未収金が46万1千円ということで、滞納金として翌年度へ繰り越しています。

所管部局 基本的な考えとして、くらしの資金は、お貸しするお金ですので、返ってこない場合にはお貸しできないというスタンスで貸付けを行っています。

委員長 くらしに困っているからということで、行政がお金を貸す必要性があるのでしょうか。

必要性もあるので、貸したお金が返ってくるのであれば、この事業を行っても良いという考え方も当然あります。

私としては、回収率をしっかりと高めていただく必要はあると感じましたが、事業の必要性がないとまでは感じませんでした。

4-10の住宅手当緊急特別措置事業について、府営住宅や市営住宅で対応すれば、住宅手当として10万円を支給する必要性が果たしてあるのだろうかと思います。

今、住んでいるところに住み続けるためには短期的な資金が必要だとは思いますが、他方で公営住宅が別途ある中で、そういったものを上手に活用することで、この事業自体を無くすことができるのではないかと、申し上げました。

所管部局 まず、公営住宅に空きが生じた場合はすぐに広報され、入居者が決まりますので、空いている公営住宅がないということになります。

それと、住宅というのは住所になりますが、住所がないと当然就職にはつながりません。

本事業は、国のセーフティネットの施策になりますので、国から全額の補助があり、市からの支出はありません。

委員長 必要性は、ずっと続いているという理解で良いでしょうか。

事業は余り変わっていないということでしょうか。

所管部局 経済状況の好転が見られない中で、安定した雇用や就労に結びついていないという状況です。

全国的に継続しているというのが実状だと思いますし、京丹後市も同様の状況です。

委員長 ほかに御意見はありませんか。

所管部局 補足説明をさせていただきます。

平成23年度の決算額と平成24年度の予算額が大きく違っている事業について、その理由です。

まず、4-4の地域福祉計画策定事業については、5年に一度に策定する計画ですので、平成23年度に策定した後は、5年後は事業がありません。

4-7の生活保護運営管理事業については、平成24年度は、システム更新ということでパソコン7台の更新を予定しており、事業費が倍になっています。

4-9のくらしの資金貸付事業については、約360万円の決算額に対し約610万円の平成24年度の予算額となっていますが、平成23年度の予算額は約600万円でしたので、予算額での比較では同じような金額で、たまたま資金需要が少なく、決算額が少なかったということです。

4-10の住宅手当緊急特別措置事業についても、予算額としては、平成23年度と平成24年度は同じになりますが、平成23年度の支出額が少なかったので、決算額が平成24年度の予算額より少なくなっています。

4-12の災害時要援護者支援事業については、76万5千円が43万1千円に減少していますが、平成23年度に支援システムの改修を行ったことにより、事業費が多くなっています。

4-17の京丹後市社会福祉大会開催事業については、3年に一度開催する事業のため、平成24年度は事業費がありません。

4-20の災害見舞金等事業について、126万が40万円に減少していますが、平成23年度については、東日本大震災により京丹後市へ避難されてきた方に対する支援がありました。

また、火事が非常に多かったということもあり、実績としてこのような決

算額になっていますが、予算的には毎年約40万円ですので、大きな変化はありません。

委員長 今の説明に関連して、4－18の福祉人材育成事業についても平成24年度の予算額が大きく増えていますが、どのような理由によるのでしょうか。

所管部局 本事業は、議会からの要請を受け、平成23年度から開始した事業です。

平成23年度は、福祉の次代を担う人材である地域のリーダーとして考えられる社会教育関係、公民館関係の方にも広く呼び掛けて実施しました。

平成24年度は、独自で福祉人材の育成を図っていく必要があると考え、予算要求した結果ということです。

委員長 講演を実施することにより、福祉の次代を担っていただきたい層の方が来られて、福祉の次代を担って行きたいという気になられるのかという感じがします。

どちらかと言えば、既に福祉に関わっておられ、問題意識を持っておられる方に対しては効果的かなと思われそうですが、新しい層の方を対象にと聴くと、うまくいくのかなという気がします。

所管部局 2つのことを期待しており、1つは、これまで福祉に関わってこられなかった方が、地域の福祉は自分たちが担っていかなければならないという意識を持って欲しいということがあります。

もう1つは、既に福祉に携わっておられる方にお集まりいただき、改めて講演を聴いていただくことで、より重要性について認識していただき、周りに還元していただきたいということです。

限られた予算の中で、どうやって人材を育てていくのかを考えた中で、こういうことに取り組んだところです。

委員長 映像を使うとか参加、体験型の何かを入れるとか、一般の方がもう少し参加して楽しめるような、参加してみたいと思えるような工夫を講師の方へ積極的にリクエストして事業を実施されてはいかがでしょうか。

いろいろな講師がおられると思いますが、極端な例を挙げると、大学の教員としては、具体的な注文がなければ、楽に講演をしようということで、一般の人には分かりにくいお話になってしまう場合もあります。

いろいろリクエストしたら嫌がる講師もいますが、映像を中心でと言った

ら考えていただける人もいますので、いろんな方に声を掛けて、一般の方が来たくなるようなということをもう少し前面に出し、企画を練るところから検討するなど、同じお金で内容的に工夫できる余地があるのかなと思います。

所管部局 将来的には二人で一人の高齢者を支えていくことになる中で、子供の時からそういった教育を行っていく必要があると感じており、将来的には、教育と一緒に人材の育成を行っていきたいと思っています。

委員長 では、歳出抑制のほうへ移りたいと思います。

まず、施策評価調書の歳出抑制の考え方についてですが、抽象的な記述になっています。

歳出抑制の議論は部局ごとにされており、施策ごとにはされていませんが、この歳出抑制の考え方は、もう少し具体的なほうが良いのではないかなと思います。

歳出抑制の考え方について、もう少し具体的に教えてください。

所管部局 少子高齢化が進む中、扶助費など義務的な経費について、かなり抑制はしていますが、例えば23年度と24年度を予算ベースで、一般会計で2億円、特別会計で5億円ほどの自然増があります。

そのような状況ではありますが、財政が厳しく、また、今後、合併による特例措置がなくなる中では、福祉部門でも歳出を抑制して行く必要があります。

これについては、福祉だけでなくほかの分野にも言えますが、今まで、公費負担を行っていた部分について、どれだけ自己負担を入れていけるか、いよいよそういう部分に切り込まざるを得ないのかなと考えています。

例えば、予防接種については、国などからの支援がありますが、市からもいくらか負担をしています。

その部分について、負担をしていただくことも考えていく必要があると考えています。

ただ、それがいつになるのかと言えば、昨今の経済情勢を考えると、やるべきことをやった上で、最後になるのではないかという思いはあります。

今後、自然増は確実なので、抑制するとすればそういったことしか考えら

れないと思います。

自然増があるので、予算規模を維持していくことすら難しいのが実状です。

委員長 必要性のある事業や費用対効果に問題のない事業であっても、縮小再編が必要となってくる中で、どういうものが考えられるかという歳出抑制の視点から、もう少し考えていきたいと思います。

これまでの議論の中で、歳出抑制につながると思われるものとしては、確かに社会福祉協議会は重要ではありますが、市民による公共活動を活性化するという一般的な世の中の流れに合わせて、従来は社会福祉協議会で実施していたことをなるべくNPOやボランティア活動でという方針を定めてバックアップもしつつ、社会福祉協議会への補助金などを精査し、縮小していくことが、金額的には一番多く抑制が見込めるのかなと思いました。

委員の皆様のご意見をお願いします。

委員 所管部局の本施策における歳出抑制の考え方として、「国制度による義務的事业や扶助費以外の全事業について、優先度による仕分を経費削減及び事業廃止の可能性について検討する」とありますが、具体的にどういった部分について検討されているのでしょうか。

委員長 方針としては、そのとおりですが、方針を具体化するとどうなるのでしょうかということをお伺いしたいということですね。

所管部局 良い案がなかなか出てこないというのが実状です。

社会福祉協議会については、旧町時代に町が責任を持って設立してきたという経過がありますので、財政事情が厳しいということで、御意見のあったようなことを行うことが果たして許されることなのかなという思いはあります。

福祉の予算をどう執行していくかという総額の中で考えていくべきとは考えていますが、社会福祉協議会だけを取り上げて検討していくということは、都合の良いときに作らせて、都合が悪くなると切るのかということもあり、これまでの経過から疑問に思います。

社会福祉協議会については、独立採算制の形で、必要経費を捻出しようと思えばできる中で、それをある面ではさせていないということも現実問題としてあります。

その辺りを整理していく中で、どうあるべきかという問題かと思われま

委員 地域社会や社会福祉協議会などいろいろあると思いますが、中身は同じような活動や事業をされていると思います。

そういったところをもう少しまとめていただくとか、母子寡婦福祉会活動費補助金と父子会活動費補助金を一つの事業にするとか、事業計画をもう少しまとめられることで、節約ができないのでしょうか。

所管部局 父子会については、会員数が8人です。

会員数の広がりはありませんが、母子家庭や父子家庭は確実に増えています。

委員 名称を変え、中身は、母子での交流とか、父子の交流事業をしますというふうに持ってくれば良いのではないのでしょうか。

所管部局 事業によっては、対象者を母子と父子とを分けずにひとり親家庭として行っているものもあります。

委員 予算を一つにまとめればと思いました。

事業を一緒に行ったほうが良い場合もあると思います。

委員長 ほかに御意見はありませんか。

委員 総額を決め、ここを上げたら、どこかを減らすという時代になっていますので、いつかは社会福祉協議会についても見直しを行わざるを得ないと思いますが、この根拠法令がなしのいうのは具合が悪いと思います。

市の規定もないのに、旧町時代の流れで支援を行っているのであれば、良くないと思いますので、市の根拠法令を作って、削減していく方向に持っていくかざるを得ないと思います。

委員長 そこを更に踏み込んで発展させると、真に財政事情が厳しい場合は、社会福祉協議会は除かざるを得ないと思いますが、根拠法令がない市の単費事業は、全部止めるというアイデアもあると思います。

委員 社会福祉協議会には内部留保の資金があるのではないのでしょうか。

亡くなれた場合に、寄附を受けていると思いますが。

所管部局 寄附は少なくなっています。

過去には、社会福祉協議会が祭壇などの葬具を持っておられたり、デイサービス事業をされており、亡くなれた場合に社会福祉協議会へ寄附をされる

方がありましたが、今は、特別養護老人施設で亡くなられたり、葬祭センターが整備され、社会福祉協議会の葬具を借りることがなくなったりと、社会福祉協議会との接点がなくなってきています。

そのため、社会福祉協議会への寄附もないことがほとんどで、全くないということにはなりません、その寄附を捻出してというような金額ではありません。

委員長 昨年度から、この委員会では歳出抑制の視点を取り入れており、所管部局にとってはむちゃだというような提案も行っています。

そういった抜本的なレベルでの発想がないと、我々が与えられている前提の財政問題については、対処し得ないのではないかと思いますので、意見としては、社会福祉協議会については、別途評価をしっかりと行い、その上で、補助金などの市の支出を減らすというのが、歳出抑制の提案の一つの柱になると思います。

委員 歳出抑制の意見ではなく、質問になりますが、4－8の生活保護費支給事業について、国からの支援があるものの、一番金額が大きくなっています。

具体的に見ていくと、どこの部分が国費になるのでしょうか。

所管部局 資料11ページの主な財源欄の生活保護費負担金（3／4）がそれに該当します。

委員 4－7の生活保護運営管理事業の評価・課題等欄にも、「医療扶助費の適正実施に努める必要がある」と書かれていますが、この医療扶助費が非常に大きな金額になっています。

私が言いたかったのは、医療扶助費について、国からの負担金そのまま市をトンネルして支給されているのか、それとも市から支給しているのかということが聴きたかったので質問しました。

所管部局 市から支出した後に、その実績を報告し、その実績額の4分の3を国からいただくということになります。

委員 法律で決まっていることなので文句は言えませんが、生活保護に認定され、いろいろと免除もされる中、医療費だけはしっかり取るのかという文句などはないのでしょうか。

困っておられるのに、なぜ医療費だけはしっかり取るのか、しかもそうい

った方については、一般の家庭より医療費が掛かると思います。

生活保護費の中でも医療扶助費が半分以上を占めていますし、生活保護管理運営事業の中でもかなりの経費を要しています。

どういうシステムなのかなと思い質問します。

所管部局 生活保護費の中には、生活扶助費や教育扶助費、住宅扶助費など8つの大きな項目が制度で決まっており、その中の一つに医療扶助費があります。

生活保護受給者が最低限度の医療行為を受けた費用を、医療扶助費として行政が全額負担しています。

委 員 適正な医療を受けておられるかどうかというチェックは、ケースワーカーが行っておられるのでしょうか。

所管部局 嘱託医を委託しており、その医師にチェックしていただいております。

委 員 レセプトを見てチェックされているということでしょうか。

所管部局 レセプトの点検もしています。

ケースワーカーについても、同じ病状で複数の病院に行ってはいけませんという指導も行っていますし、医療費の抑制も行っていますが、保険証がないため、入院になると10分の10の金額を市が支払うことになり、金額が跳ね上がってしまいます。

事 務 局 財源的には、4分の3を国が、残りの4分の1を市が持つことになりませんが、この4分の1については、国から市へ交付される交付税の中で算入されているところです。

都市部や裕福な自治体などでは、その部分は市の持ち出しとなります。

委 員 地域福祉を担うボランティアの人数を目標値として掲げられている中で、平成23年度の実績値が平成26年度の目標値とほぼ同じ人数になっています。

これは、これ以上のボランティアを確保しなくても良いということなのか、それとも、もっとボランティアを増やしていけば、担える部分があるのか、もう少し目標を高く掲げられ、担ってもらえる部分を増やすことで、実際に市が負担している部分を軽減できないかということを模索していく必要もあると思います。

所管部局 社会福祉協議会と相談をしながら掲げている数値ですので、相手があるこ

とから市がもう少し高くと言いにくい部分があります。

また、余り高く掲げると絵に書いた餅になり、信憑性としてどうかという部分もあり、現実的な数字を掲げています。

ただし、あくまでも目標ですので、目標値を上回ってはいけないということはありません。

最低限、このくらい増やしていこうということで社会福祉協議会と一緒に
なって出した数字です。

価値観の多様化の中で、ボランティアなのか、自主的なNPOなのかと、
NPOはボランティア的な要素はありますが、ここで言うボランティアには
入っていません、選択肢が増えたという部分もあります。

実質的にはボランティアの方はおられると思いますが、そういうことも加
味してこういうことになっていると思います。

所管部局 目標値としては数値目標が挙がっていますが、地域福祉の観点からは、数
値目標の達成よりも、量より質のほうが重要で、ボランティアがどんな質な
のかというほうが、重要と認識しています。

本日、お配りした資料の中に雪おろし・雪すかしというボランティアがあ
ります。

この部分については、雪がたくさん降れば、人数が増え、目標値に近づき
ますが、雪が降らなければ目標値から遠い人数になってしまうという部分が
あります。

目標値として掲げられているものの、実際は中身で見ていくべき部分があ
るという認識はあります。

委員長 特に委員の皆様から御意見などなければ、所管部局からのヒアリングは以
上にしたいと思います。

長時間に渡りありがとうございました。

趣旨としましては、今後財政が厳しい中で、従来 of 発想の延長線上では財
政の縮小は難しいという趣旨もあり、この行政評価委員会で敢えて大胆な意
見を出していくという趣旨で、3年くらいを見据えた意見を出しています。

歳出抑制の提案も直ちにやっていただく必要があるという趣旨ではなく、
従来のままでは厳しいということもあり、やや乱暴かと思われる意見も出さ

せていただいているところです。

したがって、外部評価結果（案）を見ていただいて、これはちょっと違うという部分については、次回以降にやり取りができればと思います。

来週もお世話になりますが、ありがとうございました。

（所管部局退室）

委員長 それでは、事務局も交え、まとめがどのような感じになっているかをチェックしたいと思います。

委員 気になった部分があります。

社会福祉協議会があるから、京丹後市で介護ビジネスや配膳など、ソーシャルビジネスなど起こす民間企業が育たないのか、そういう分析をまずしてもらいたいですね。

これだけ補助金が交付されている団体があると、民間の会社と競合できない状態に陥っているかどうかということをまず分析していただいた上で、社会福祉協議会が必要かどうかという検討をしてもらわないと、社会福祉協議会に対しての意見が言いにくいのではないかと思います。

そこをまず調べてもらいたいと思います。

この委員会で調べても駄目なのかもしれませんが。

委員長 そうですね、私もこういった委員会で別途やるべきではないかと申し上げたところですね。

委員 それが大前提としてあると思います。

委員長 民主党政権になる以前から、公共部門にもっと企業を入れようとか、あるいはボランティアやNPOをもっと育てようというようなことがあって、そういう発想がない頃から続いている社会福祉協議会については、基本的にそのまま継続されていると思われますので、どこかで見直しが必要と思われます。

何も材料がないまま、このようにしてくださいと言ってもしょうがないと思い、ワンクッション置いて、集中的にこの事業の評価をしてはという表現をしたということです。

事務局 市役所内部では、社会福祉協議会に対しての検討が非常に行いにくい部分があると思います。

健康長寿福祉部長は、社会福祉協議会の理事でもあります。

そのため、健康長寿福祉部の中で社会福祉協議会に対する検討を行うことは困難だと思います。

やはり外部からではないと無理だと思います。

委員 民間企業を阻害するということが良くないと思います。

委員 19人も正職員が必要なのかとも思いました。

委員長 振り返ると、行政評価の視点からは、施策目的について、優先順位に疑問があり、入れ替えても良いのではないかというのを原案にして、事務局に外部評価結果（案）の作成をお願いし、来週もう一度検討しましょう。

委員 恐らく個別計画の順番さえ変われば、順番が変わると思います。

委員長 書き方がいかにも抽象的で、目的の書き方のルールに即していないからそこを見直してくださいという指摘が当然あり得るかと思いますので、それも案に入れてください。

それから、目標値に言及しても良いかもしれません。

おおむね達成できているのは望ましいですが、中身が大事ということだと思います。

事業の構成についてですが、市民部の関係は特に出てこないということでしょうか。

委員 網野健康福祉センターについて、なくなったら何か困ることがあるのでしょうかと聞いたかった部分はあります。

栄養や介護という説明がありましたが、これも民間を阻害しているのではないかとされます。

委員長 施策も見通しについては、いくつか指摘させていただいた細かい点も含めて、列挙していくことで書けると思います。

歳出抑制の視点はいかがしましょうか。

私が述べた意見としては、社会福祉協議会に対するしっかりした客観的な評価を踏まえて、他方で新しい公共や民間の公共事業への算入もあるので、そこを踏まえて、抑制につなげてはというのが1点あります。

その他で御意見はありませんか。

私からは、根拠法令がなく、単費となっている事業はいざとなれば全てカットだというむちゃな意見を言いましたが。

大きな額にはなりません、戦没者追悼事業の関係経費を縮小するとか、福祉人材育成事業については、行政評価としては内容の工夫ですが、歳出抑制としては、福祉人材育成事業を縮小するとか、災害見舞金は予算があれば出しますが、なければ出せないというしかない、こういう個別の事業を挙げていくしかないと思います。

事務局 母子寡婦福祉会活動費補助金と父子会活動費補助金をまとめることによって、効率化できないかという意見がありました。

これを同じようにして、京丹後市社会福祉大会開催事業と福祉人材育成事業がありますが、説明を聴く限りでは、中身が同じような事業と思われますが、その趣旨も入れさせていただいたほうがよろしいでしょうか。

委員 そうですね。

事業は細かくせず、一つの事業として予算を組み、24年度はこれだけ、25年度はこれだけと、その予算内でやっていったほうが削減につながると思います。

事務局 ボランティアの育成などを進めることによって市の負担を軽減することはできないかという御意見もありました。

これは、地域によって助け合うという共助の部分を充実させることによって、公助の部分を減らせないかという御指摘だったかと思います。

委員長 そこが育てば、具体的には、社会福祉協議会の部分が減らせるのではないのでしょうか。

というような辺りで、事務局から不明な点はありませんか。

事務局 テープ起こしを行った上で、不明な点があれば相談させていただきます。

委員長 それでは、本日の施策評価は以上とします。

● 前回委員会評価対象施策の再評価及び評価のまとめ（第3回京丹後市行政評価委員会における意見の要旨）

（事務局から資料「外部評価結果（案）」に基づき説明）

(所管部局から資料「委員会意見に対する所管部局補足説明・意見」に基づき説明)

委員長 修正された施策評価調書について、前回の委員会での意見を踏まえた上で見ていただき、記載されている施策目的について、優先順位の順番や記載内容についてこれで良いのかということについて、皆様から御意見を願います。

素直に施策目的を読むと、支えあい、助けあいではなく、市役所が困っている人を助けますということのように思え、施策の趣旨からするとやや違和感を覚え、悩ましいところです。

施策名だけ見れば、地域の中で共助の部分を育てていくことを行うということだと思いますが、施策目的の1番では、困っている人にお金を貸します、支給しますとなっており、それは共助ではないのではないかという気も少しします。

ほかの委員の意見はいかがでしょうか。

委員 最終的には、自立の方向の手助けをするという、自立という部分が必要な言葉になってくると思われます。

前回の施策評価調書では、母子・父子家庭と限定されてはいましたが、自立という言葉がありました。

しかし、修正された施策評価調書では無くなっています。

自立ということをできれば書いて欲しいというか、そういった取組を行って欲しいと思います。

委員長 そういう意味では、施策目的の1番で、離職や病気等により様々な生活上の困難を抱えている方が「自立できるように」としたほうが良いのではということでしょうか。

委員 はい。

委員長 施策目的については、一定明確化できたということで、先ほど発言のあった「自立」という要素を入れていただきたいという意見とし、順番は部としてはこうであると、委員会としては今申し上げたような意見もあるということで、両方あるというぐらいに留めておきましょう。

この委員会での指摘を必ず行ってもらわなければならないということではなく、外部の委員の視点から見た場合に、このような意見が出たということ

です。

ということで、今回、施策目的の内容が修正されたということを踏まえて、外部評価結果（案）で意見として追求しても仕方がありませんので、（１）の意見は削除しましょう。

（２）の意見で、自立させるという内容が明記されるべきとありますが、明記というより、重視されるべきであるとしておきましょう。

（３）の意見はそのままとしましょう。

続いて、施策の見通しの部分について、御意見や御質問があればお願いします。

以前は、共助やNPO、ボランティアなどはそこまで盛んではなかった、また民間による公共サービスの提供ということも余りなかったという状況下で社会福祉協議会が行政と非常に密接な関係で連携して存在しているということがあります。

あるいは、特定の重要と思われる団体は、市役所が育成又は作っていくということで、そういうものは団体補助という形でお金を出していくという時代がずっとありました。

しかし、近年になります、国で新しい公共ということが言われるようになったり、京都府でももっと前から地域力再生ということが言われたり、共助というキーワードで議論されるようになってきたりする中で、新しい団体やボランティアグループなどは、特に団体補助もなく活動に対する審査を受けて補助を受けています。

こういった新しい団体についても、行政と一定のやり取りがあり、お互いにやり取りもあり、行政が団体を育成するという部分もある中で、どういうことで、行政の特別な団体として残すのか、どこまで保護するのかという原則をどこかで再整理する必要があるのではないかという思いがあります。

それとは別に、この新しい公共とか地域力の部分が育ってきたら、既存の団体については少し縮小しても良いのではないかと、実態も見ずに社会福祉協議会を縮小したら新しい団体が育つということもないので、もちろん慎重に行う必要がありますが、大まかには、既存の団体を少し縮小して、新しい活動を育てていくという方向に変わっていくべきかと思われます。

そのことが歳出抑制につながるのではないかと、このような発想でした。

このことを踏まえた所管部局からの意見はいかがでしょうか。

委員会としては、必ずしも、今年度直ちに全面的に改善をお願いしますというスピード感で言っているわけではありません。

今まで育成してきた団体であっても、ある種、ほかの団体と同列にしても良いものもあるのではないかという意識が正直ありますが、いかがでしょうか。

所管部局 N P Oは別にしまして、社会福祉関係団体は、京丹後市に結構存在していますが、それ以外のボランティアに近い団体は、極めて少ない状況です。

そのため、社会福祉協議会は、特段、競合しておらず、もっとN P Oやボランティアの育成を行っていく必要があるとは思っていますが、なかなか団体数が増えないのが現状です。

外部評価結果(案)の文面だけではそのように読み取れなかったのですが、先ほど言われたことについては、おっしゃるとおりだと思います。

既存の団体を特別扱いしているわけではなく、新規の参入があれば、限られた財政の中でどういうふうに支援していくかということは、当然考えていかなければならない課題だと思っています。

我々が、一番ネックだと考えているのは、社会福祉協議会への補助金は全て人件費に対する補助となっていることです。

事業費に対する補助であれば、この事業を止めようかということで補助金額を削減できますが、19人の人件費について、年齢構成もまだ若く、毎年年齢が上がって行く中で、どうやって人件費を捻出するのだという現実的な要請もあるのが実状です。

社会福祉協議会は、いわば、行政の一部という考え方、福祉部門の事業実施部門という考え方でいます。

福祉全体の中で、市が行っていることを社会福祉協議会にお願いして、市の正職員や臨時職員を減らすなど、トータルで考えていく必要があるのではないかと思います。

委員長 私が言いたいのは、枠組みを作って、慎重に検討を行いながら、19人の人数を減らしながら、N P Oなどへ移っていけないかという話です。

NPOだと市も支援していく必要がありますが、京都府などの外部も資金も得やすいので、そういう資金も得て、負担を減らすと、また、充実した社会福祉協議会があったのでは、NPOが育つはずがないのではないかという意見も前回の委員会ではありました。

それを所管部局で行ってくださいということではなく、社会福祉協議会の部分だけ、別途委員会を作るのが良いのか、この委員会の部会的なものを作って評価するのが良いのか分かりませんが、慎重に今後数年間のことを見通したことを計画、議論する場を作るという提案になると思います。

歳出抑制の部分についても、直ちに実行してもらう必要があるというものではないとも思っています。

所管部局 社会福祉協議会に対する人件費の補助について、今、一番年齢が大きい方でも数年後に定年退職というような年齢ではありません。

そういった中では、なかなかそのような検討をするのが難しい状況です。

委員長 実際には、社会福祉協議会にももちろん理解していただいて、京丹後市の全体的な流れの中で、市民の皆さんにも、社会福祉協議会を縮小し、その分、コミュニティビジネスとか、NPOとか、ボランティアでやっていきたいと投げ掛け、それによって何か反応があるのか、ないのかなど、徐々に仕掛けていくという大胆な意見を、委員会としては、行政評価の視点というよりは、歳出抑制の視点から申し上げているということです。

委員の皆さん、この件に関して御意見などはありませんか。

委員 私も社会福祉協議会に関わったことがあります。現在、京丹後市社会福祉協議会ということで、一つになりました。

各町に支所が残っていますが、その部分は、お互いに相談して、見直しできる部分があると思います。

商工会も、一つになって、すごい削減を行いました。

商工会には、約2,600の会員に対し、職員も各町にたった2人しかいません。

社会福祉協議会については、ボランティアの方々の力がすごくありますので、お手伝いしていただける部分があると思います。

委員長 施策の見直しの（２）の部分と歳出抑制の視点の（１）に触れることを申

し上げましたが委員の皆さまこれでよろしいでしょうか。

施策の見直しの（２）の部分について、より分かりやすくすることということであれば、一行目の「設立から長年が経過する中で」の後に、「国における新しい公共とか、京都府における地域再生など」と例を挙げれば報告書を見ていただいた方もそういったことを想起し易いと思います。

社会福祉協議会を縮小していくということは、ある意味、市が合併して可能な限り職員数を切り詰めていくということと一緒で、社会福祉協議会についても縮小していくと、ただし、サービスが縮小することではなくて、その部分はビジネスとして成り立たないかとか、NPOやボランティアなど市以外の外部から資金なども得られないかという検討もしていくということイメージしやすくするために、そういう新しい公共や地域力再生という言葉を入れたほうが良いような気がします。

所管部局 補足説明をさせていただきます。

現在、市では社会福祉協議会に地域福祉を担っていただいています。

これは、２０００年に改正された社会福祉法という法律、それ以前は社会福祉事業法であったのですが、その時点から、社会福祉協議会において地域福祉を担うということで、定義されています。

行政が地域福祉をすると、どうしても押し付けになってしまうということで、全国的に民間の社会福祉協議会を育てて、そこで地域福祉を作っていくという中で、社会福祉協議会に地域福祉を大きく持っていただいています。

そのよう中で、現在、国においても、地域福祉を推し進めないと、今後の少子高齢化に対応できないということで、地域福祉に対する意識がかなり高くなっています。

地域福祉について、社会福祉協議会に任せているばかりでなく、行政においても、真剣に取り組みなさいということで、京丹後市においても地域福祉計画を策定し、地域福祉を推し進めている中で、社会福祉協議会についても縮小ではなく育てていかなければならないということもあります。

また、現在、社会福祉協議会だけではなく、福祉有償運送ということで、足の不自由な方を病院などへ送迎するのに、社会福祉協議会のほかにもNPOを参入させるなど、市としてもいろいろな施策をほかの団体にも広げて育

てているという状態です。

委員長　そういう方向を進めて、地域福祉の水準を上げながら、なるべく市の支出を減らせればということです。

あと、施策の見直しの（２）の後段の部分について、必ずしも社会福祉協議会に問題があるとか、無駄が多いというわけではないので、もう少しニュアンスを変える必要があると思われます。

「詳細に」というのは、この施策評価の中の一つの事業として評価するのは無理があるので、別途、一つの施策くらいの扱いで評価しないと実態が分からないという意味で言っています。

それをどういった枠組みで議論するのか、今年度行うのかなどはともかくとして、実際には次年度以降になると思いますが、そういう社会福祉協議会の部分だけを切り離したこの種の評価をやるべきであると言っていることを確認したいと思います。

所管部局にとっては極めて厳しいとは思われますが、そういうことでも行わない限り、なかなか歳出抑制の糸口を見つけ出しにくいので、まとめさせていただきたいと思います。

施策の見直しの（３）と（４）、（５）はこのままでよろしいですね。

では、歳出抑制の（３）の提案について、実態としてそれは難しいのではないかという所管部局からの意見ですがいかがでしょうか。

災害見舞金等支給要綱自体を廃止して、見舞金事業そのものを止めてしまうということも考えられますし、要綱で被害に遭われた方に先着順に見舞金を支給すると規定するのも確におかしな話だとは思いますが。

委員　災害見舞金の水準は、近隣の市町村と比較してどうでしょうか。

また、合併前の旧町での水準の中で、一番上に合わせたとかそういうことはどうなのでしょう。

そういったことを調査していただき、妥当な水準に見直ししていただくという提案もあると思います。

委員長　見舞金の金額について、下げてはということですね。

委員　削減ということになるかどうか分かりませんが、調査していただき、妥当な水準にしていいただきたいということです。

委員長 今の意見は、どちらかと言えば行政評価の視点からの意見になりますので、そちらの意見として追加しましょう。

委員 災害に遭ったときに見舞金があるということを知りませんでした。

委員長 火事などに遭われた場合に、市役所から何か知らせてもらえるのでしょうか。

所管部局 市役所で把握できますので、こちらから連絡します。

見舞金の他市の水準ということで、本市の見舞金の額が特段多いとは思っておらず、調査などは行っていません。

委員長 ほかに御意見などありませんか。

あと、歳出抑制の（４）の提案について、財政が非常に悪くなった場合とか、急速に危機的な状況になったときにはという話でした。

市の規定がないものは全廃というのは、乱暴ですので、そういった特別の場合のことであることを前段として入れておくべきと思われます。

所管部局 市が施策を始める際に、国や京都府から３年間の補助を行うというものがよくあります。

３年経てば、一応土壌ができたということで、後は、自助努力で行ってくださいということで、補助金を交付してもらえなくなり、後はせっかくこれまで行ってきたということで、市の単独費用で実施してきた事業があります。

こういったものについて、今、徐々に元に戻しつつあるというか、経過を見ながら、５年なり３年で無くしていこうというくらいしかできないと思います。

国や京都府の事業があったけど、それが無くなったので、市としても財源がないのでできませんということなら、まだ理解していただけたと思います。

現在、福祉分野で削減できているところはそういう部分です。

それも、一度にするのではなくて、３年間で３分の１ずつ削減していきましようという段階的な形で行っています。

委員会からの御意見はごもっともで、財源が無くなったときにどうしようかという部分では、こういった視点も必要かと思われます。

委員長 後は、ＮＰＯやボランティア団体の育成について難しいとは思われますが、施策の目的からするとそういう団体にもう少し御尽力いただけると良いので

はないかとは思われます。

施策の目的について、(1)を削除しましたので、新しい(3)として、NPOやボランティアの共助の担い手の育成にももう少し目を向けていただければという部分も記載したいと思います。

というのが、施策目的を修正していただき、明確にはなったのですが、やはり市の直営で実施する部分と社会福祉協議会で実施するということに終始しているので、そういう共助の担い手を育成していくというようなことも意見として入れたいと思います。

皆さんよろしいでしょうか。

はい、本施策の再ヒアリングは以上とします。

以上を元に、事務局で更に修正を行ったものを作成していただき、それについて、次回の委員会で確認も行いますが、他方で健康長寿福祉部と市民部にも、このような議論はしていなかったとかいう視点で確認していただければと思います。

2回に渡り御協力いただきありがとうございました。

(所管部局退室)

事務局 先ほどまとめていただいた支えあい、助けあいの地域福祉の推進に関し、2点確認させてください。

1点目が、施策の見通しの(1)の御意見の中で、「父子会活動費補助金」という部分がありますが、所管部局からは、父子会活動費補助金については、活動事業に対して補助しているという説明でした。

「父子会活動費補助金」という文言について、そのまま残すべきなのか、削除すべきか確認させていただきたいと思います。

委員長 このまま残すかどうかということですね。

事務局 この部分については、父子会活動費補助金の実態が本当に事業費補助になっているかどうかを確認し、事業費補助となっていれば、削除するという形にしてはどうでしょうか。

委員 そうですね。

委員長 そうですね。

全体の議論の中では、社会福祉協議会も含めて、本日私が最初に申し上げた趣旨のようなことの一つですから、基本的にはよほどの団体でなければ、特別扱いをして団体補助を出す必要はないということを言っているという文脈です。

事務局 補助金に関しては、現在、補助金の在り方についての検討を市役所の内部で行っています。

内容が決まり次第、委員の皆さまにもお配りさせていただく予定をしておりますが、今、議論している補助金に関しても、団体補助から事業費補助への移行についても、重要な視点として、盛り込んでいます。

事務局 ２点目ですが、歳出抑制の（３）の災害見舞金等事業に関する提案についてです。

先ほど、行政評価の視点でも意見を記載するということでしたが、歳出抑制の（３）を削除して、行政評価の視点の部分に、ほかの自治体と比較した上で、災害見舞金の水準の見直しては、という意見を加えさせていただくのか、歳出抑制の（３）を残したままで行政評価の視点にも意見を加えさせていただくのかどちらで整理すべきでしょうか。

委員長 私としては、行政評価の視点へ移動してはと思っていました。

ほかの委員さんの御意見はいかがでしょう。

行政評価の視点に移動するとすれば、他市の状況なども見て、本当に妥当なのか、しっかりと検証ありたいということになります。

委員 それだけで良いと思います。

委員長 それでは、歳出抑制の（３）の部分については、行政評価の視点へ移動してください。

場所は、適宜、出てくる順番に合わせて入れていただければ結構です。

内容面については、他市の状況なども含めて、かつ、１件当たりの金額はそんなに高くはある必要はないのではないかという指摘にしましょう。

歳出抑制の提案に関しては、歳出抑制の（４）の提案に含まれる部分もありますので、歳出抑制の（３）については削除しましょう。

● 外部評価結果（案）の確認（第４回京丹後市行政評価委員会における意見の要旨）

委員長 外部評価結果（案）の支えあい、助けあいの地域福祉の推進ということで、赤字下線部分が修正箇所ということです。

１ 施策目的についての（１）についてはこれでよろしいでしょうか。

（２）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 この部分については、資料３－２の施策評価調書を御覧ください。

当初の施策評価調書の施策目的においては、ひとり親家庭の自立の促進のほう地域福祉の推進よりも優先順位が高くなっていました。

前回の委員会で所管部局から提出された修正後の施策評価調書では、この点が改善されています。

施策目的の上に、関連する個別計画という項目があり、本項目では、地域福祉計画よりひとり親家庭等自立促進計画のほう上に記載されています。

施策目的は、上から優先度が高い順番で並んでいますが、個別計画については、優先度に関係なく記載しています。

前回の委員会では、施策目的は改善されていますが、個別計画の部分が直っていなかったため、意見として残ってしまったのではないかと推測しています。

個別計画の部分について優先順が高い順番に並んでいると認識され、そのために意見として残されたのであれば、１ 施策目的についての（２）を削除してはと思いますがいかがでしょうか。

委員長 確かに第２回委員会で指摘した事項については改善されていますので、そうであれば、（２）の意見を削除して、（３）の意見を（２）に繰り上げるということにしましょう。

委員 はい。

委員長 繰り上げた（２）についてもこの意見で良いでしょう。

次に３ 施策の見通しの（２）の部分です。

ここについては、私からもっと丁寧に記述してはと提案した部分です。

大分丁寧に直していただいております、私としてはこのように言いたかったのでこれで良いと思います。

（６）についてです。

これで良いと思いますが、委員の皆さまから御意見などがあれば、言ってください。

4 歳出抑制についての（１）と（３）に小さな修正があります。

（１）については良いかと思われます。

（３）について、修正前は、根拠がなく市の単独事業は、廃止すべきという乱暴な意見になっていましたが、今後、市の財政が非常に厳しくなった場合においてはという、特別な場合であることを明確化した内容になっています。

よろしいでしょうか。

委 員 はい。

委 員 長 これで支えあい、助け合いの地域福祉の推進についても確定ということにしましょう。